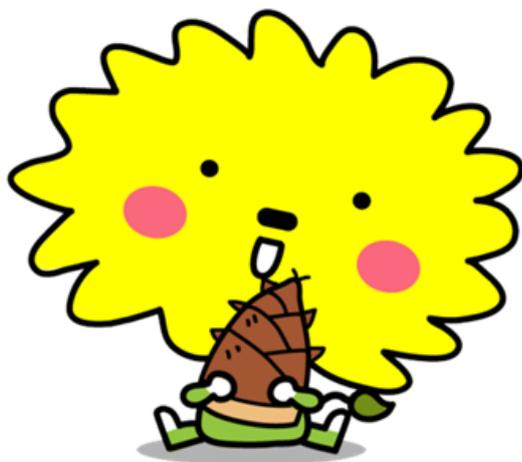


阿南市地域生活支援拠点等 事業運営マニュアル



令和6年6月

保健福祉部福祉事務所

地域共生推進課 障がい福祉係

1 地域生活支援拠点等事業とは

「地域生活支援拠点等事業」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第87条第1項に基づく国の基本指針に則り、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方の地域生活支援をさらに推進する観点から、(1)相談 (2)緊急時の受入れ・対応 (3)体験の機会・場の提供 (4)専門的人材の確保・養成等 (5)地域の体制づくりの5つの機能の強化を図り、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みを構築する事業です。

2 地域生活支援拠点等の5つの機能

地域生活拠点等は、次の5つの機能があります。

機能	内容
(1) 相談	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
(2) 緊急時の受入れ・対応	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
(3) 体験の機会・場の提供	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(地域生活障害者等について、平時からの緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。)
(4) 専門的人材の確保・養成等	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能
(5) 地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 阿南市の地域生活支援拠点等事業の整備について

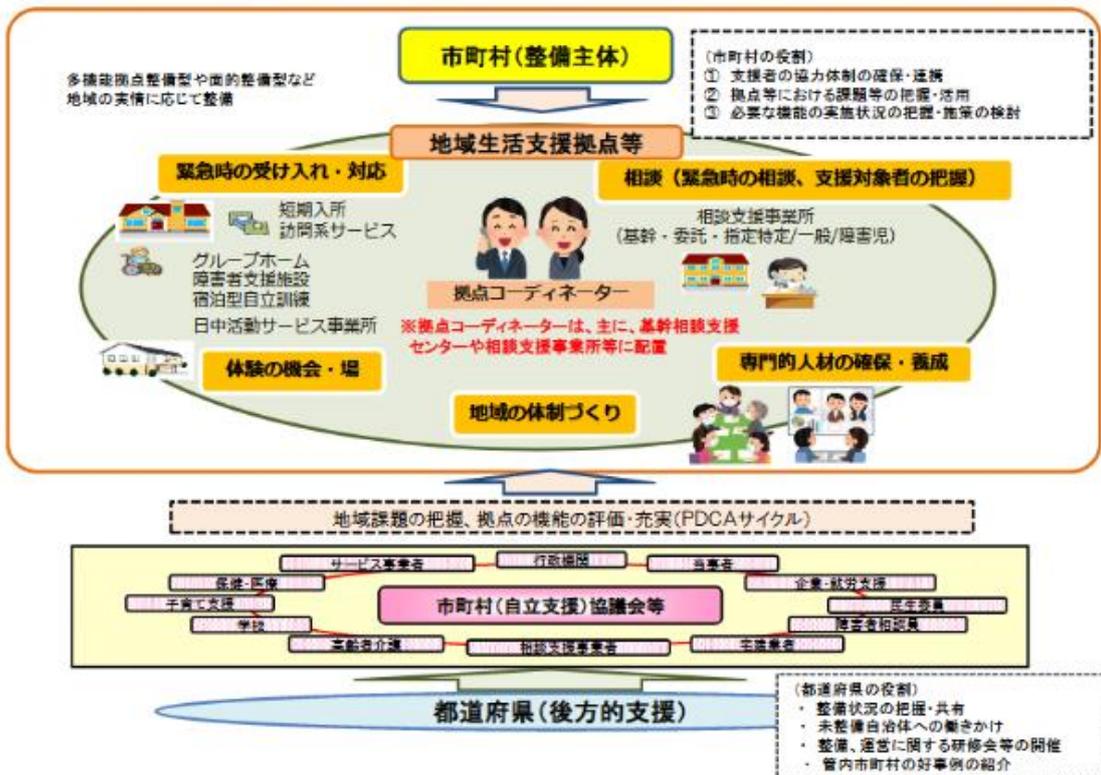
地域生活支援拠点等の整備については、障害者総合支援法の改正により、市町村の努力義務となりました。

本市においては、令和6年6月から地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行う「面的整備型」による体制を整備し、既存の社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割を担う体制整備を推進します。

なお、令和6年度中に「(1) 相談」「(2) 緊急時の受入れ・対応」「(3) 体験の機会・場の提供」を、令和7年度中に「(4) 専門的人材の確保・養成等」「(5) 地域の体制づくり」機能の段階的な整備推進に取り組みます。

機能	令和6年度	令和7年度
(1) 相談	整備	
(2) 緊急時の受入れ・対応		
(3) 体験の機会・場の提供		
(4) 専門的人材の確保・養成等		整備
(5) 地域の体制づくり		

地域生活支援拠点等・基幹相談支援センター・協議会の関係（イメージ図）



資料：厚生労働省 地域生活支援拠点等の機能充実にに向けた運用状況の検証及び検討の手引き

4 地域生活支援拠点等の登録について（手順）

(1) 事業所への事前ヒアリング

地域生活支援拠点等を整備する市(地域共生推進課)と当該事業所の管理者等と整備状況の確認を行います。

(2) 運営規程の変更

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請(登録)を行う際は、実施する機能を規定してください。

【運営規程への追加項目の記載例】

*記載例を次のとおりお示ししていますが、あくまでも記載例ですので、事業所の責任において作成してください。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇条 事業所は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- (1) 相談 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時からの緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）
- (4) 専門的人材の確保・養成等 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

注意:市から指定を受けている特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、運営規程の変更を市へ提出してください。特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所以外は、徳島県へ提出してください。

(3) 地域生活支援拠点等事業の登録申請

- ① 事業所は、『**阿南市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)**』を市(地域共生推進課)へ提出してください。※事業所番号及びサービスの種類ごとの提出が必要

事業所は運営規程の変更日から10日以内に次の書類を市(地域共生推進課)及び県に提出する。(計画相談事業所以外は、イ～カを県へ提出する)

- ア 変更後の運営規程
- イ 運営規程の変更届出書
- ウ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- エ 相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- オ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- カ 障がい児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書

参照:【事業者向け情報】障がい福祉サービス事業者指定・届出等について(訪問系除く)

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/5045936/>

- ② 市長は、申請書の受理後、申請内容を審査し、当該機能を実施する事業所として適当と認めた場合は、『**阿南市地域生活支援拠点等登録事業所名簿**』に登録し、『**阿南市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(様式第2号)**』を事業所に通知します。
- ③ 県指定の事業所は、別途、県に給付費の算定に係る届出書の提出が必要です。県に問い合わせいただき提出してください。また、県への提出が完了した後、原本証明をした運営規定を市(地域共生推進課)へ提出してください。
- ④ 地域生活支援拠点等を担う事業所として認めた事業所については、市は、『**阿南市地域生活支援拠点等登録事業所名簿**』をホームページに公表します。

(4) 地域生活支援拠点等事業の登録内容の変更 変更後10日以内に提出

- ① 事業所は、登録内容に変更が生じた場合(サービスの種類、機能を除く)、『**阿南市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(様式第3号)**』を市(地域共生推進課)へ提出してください。
- ② 既に登録されている事業所が地域生活支援拠点等の機能を追加する場合は、(3)①の『**阿南市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)**』を提出してください。
*変更内容が確認できる書類(写し)を添付

(5) 地域生活支援拠点等事業の廃止・休止・再開の届出

廃止又は休止しようとするときは、その1月前までに届出

休止した機能の再開するときは、その10日前までに届出

事業所は、当該機能の全部又は一部を廃止、休止又は再開する場合、『**阿南市地域**

生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第4号)』を市(地域共生推進課)へ提出してください。

※市は、ホームページの『阿南市地域生活支援拠点等登録事業所名簿』を修正します。

(6) 登録事業所の取消し

市長は、登録事業所が次のいずれかに該当するときは、登録の取消を行います。

- ① 地域生活支援拠点等の5つの機能のいずれも担っていないと市長が認めたとき。
- ② 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- ③ その他登録事業者として適当でないと市長が認めたとき。

5 地域生活支援拠点等事業の実施について

(1) 事業開始

地域生活支援拠点等事業の事業者として登録され、『阿南市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(様式第2号)』の交付を受けた事業所については、拠点の事業を開始することができます。

※ 市のホームページ上に、『阿南市地域生活支援拠点等登録事業所名簿』を掲載します。

※ 本事業の運営等に係る市からの補助金等はありません。

(2) 事業実施

地域生活支援拠点等事業を実施し、加算要件に該当した場合は、必ず、市が指定する加算に関する実施報告書を作成してください。

※ 5年間保存し、市が報告書の提出を依頼した場合は、提出してください。

(3) 事業の検証・検討

市(地域共生推進課)は、事業実施機関による会議を開催し、事業を実施する上で明らかになった課題等の情報共有及び解決するための方策を関係機関で検討します。(年1回程度)

面的整備として機能するために、各事業所が役割を理解し、チームとして連携する必要があります。



6 地域生活支援拠点等の5つの機能について

(1) 相談機能

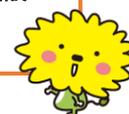
緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

役割を担う主な機関	役 割
委託相談支援事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<p>① 相談支援の実施</p> <p>ア 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な相談に対応します。</p> <p>イ 自立や病院、施設等からの地域移行に向けた相談に対応します。</p> <p>② 緊急時や将来を見据えての常時の連絡体制の確保</p> <p>ア 相談支援事業を通して、事前に緊急対応が必要な状況が発生する可能性のある対象者(高齢・単身・単親等)を把握し、緊急時受け入れ対応のための『阿南市地域生活支援拠点等 事前登録者基本台帳(加算様式1)』及び『阿南市地域生活支援拠点等事業 要支援者台帳(加算様式2)』を作成します。</p> <p>イ 緊急時に備えて必要な支援方法やサービス等の提案や説明、契約等を行う等の事前準備を行います。</p> <p>また、対象者のニーズを確認した上で、短期入所や体験利用等の調整を進めます。</p> <p>③ 緊急時の支援体制への取組</p> <p>緊急受け入れ後、速やかに在宅復帰に向けた調整会議等を開催し、安心して在宅生活に戻れるよう調整します(長期利用とならないようにしてください)。</p>

緊急時の支援が見込めない世帯とは……

- ・主たる介護者が負傷、疾病又は死亡などの状態となった場合に、他の介護者を確保することができない世帯
- ・介護者はいるが、障がいのある方の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を継続することが困難な状態になることが見込まれる世帯 など

親なき後や緊急時(災害時も含め)を見据えて、事前に関係者間で協議し、支援体制を構築しておく必要があります。



▶相談機能の強化の加算について

サービスの種類	計画相談支援、障害児相談支援	
加算・単価	地域生活支援拠点等相談強化加算 利用者1人につき月4回を限度	700単位/回
概要	市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所の相談支援専門員が、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に受け入れ実績(回数)に応じて算定します。(地域定着支援サービス費との併用は不可)	
基準	運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。	
必要書類	加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、『阿南市地域生活支援拠点等 拠点利用報告書(加算様式3)』を作成してください。 ※5年間保存し、市の求めに応じ提出してください。	
注意	加算は、短期入所の受け入れ実績に応じて算定することができます。ただし、実際の短期入所の利用に繋がらなかった場合は請求できません。	

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

緊急時に受け入れ先の確保を行い、介護者の急病や障がいのある方の状態変化の際に、短期入所等の受け入れや医療機関への連絡等、適切に対応します。

主な機関	役割
一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障がい児相談支援事業所	<p>① 緊急時に備えた情報集約と共有 各事業所の事業内容や特色、緊急時に支援可能な範囲等に関する情報等を事前に集約・リスト化し、緊急時に行く場がない事態とならないように準備しておきます。</p> <p>② 緊急に対応が必要な状況が発生した場合 ア 必要に応じ、速やかに短期入所等の利用調整を行います。 イ 短期入所施設等の受入環境整備のため、『阿南市地域生活支援拠点等 事前登録者基本台帳(加算様式1)』をもとに、対象者の支援情報(投薬、アレルギー、ADL等)を確実に伝達します。</p> <p>③ 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p>

	<p>速やかに在宅復帰に向けた調整会議を実施し、今後の方向性等を検討します。</p> <p>(短期入所等の利用が長期間とにならないようにしてください。)</p>
指定障害福祉サービス事業所(短期入所)	<p>① 緊急に対応が必要な状況が発生した場合</p> <p>ア 相談を担う事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、送迎等を含めできる限り柔軟に対応します。</p> <p>イ 相談を担う事業所から対象者に関する情報を引継ぎ、対象者が不安なく、戸惑うことなく生活できるよう、必要な支援を円滑に提供します。</p> <p>② 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p> <p>在宅復帰に向けた調整会議に参加し、今後の方向性等を検討します。</p>
指定障害福祉サービス事業所(生活介護・就労継続支援B型)など	<p>① 緊急に対応が必要な状況が発生した場合</p> <p>相談を担う事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、宿泊設備等の活用を含め、できる限り柔軟に対応します。</p> <p>② 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p> <p>調整会議に参加し、今後の方向性等を検討します。</p>
指定障害福祉サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	<p>① 緊急に対応が必要な状況が発生した場合</p> <p>相談を担う事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、ヘルパー派遣等を実施し、できる限り柔軟に対応します。</p> <p>② 緊急支援後の在宅復帰に向けた支援</p> <p>調整会議に参加し、今後の方向性等を検討します。</p>

▶緊急時の受け入れ・対応の機能の強化の加算について

『阿南市地域生活支援拠点等 緊急時の受け入れ・対応 実施報告書(加算様式4)』を作成してください。(※5年間保存し、市の求めに応じ提出してください。)

サービスの種類	短期入所	
加算・単価	地域生活支援拠点登録に係る加算	100単位/日
概要	市が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に、短期入所のサービス利用の開始日、1日に定める単位数に、さらに100単位加算します。	

基準	運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。	
サービスの種類	短期入所	
加算・単価	緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	福祉型:180単位/日
	緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	医療型:270単位/月
概要	<p>居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算します。</p> <p>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行いません。</p>	
サービスの種類	短期入所	
加算・単価	定員超過特例加算	50単位/日
概要	<p>「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能です(当該機関が定員超過減算は適用しません)。</p> <p>※10日を限度、利用者一人につき月2回を限度</p> <p>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行いません。</p>	

サービスの種類	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	
加算・単価	緊急時対応加算	100単位/回
		+50単位/日
概要	<p>利用者又はその家族等からの要請に基づき、支援計画の変更を行い、支援計画に基づかないサービスを緊急に行った場合に、利用者1人につき月2回を上限として100単位を加算します。</p> <p>市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所等の場合には、利用者1人につき月2回を上限として50単位を加算します。</p>	
基準	<p>利用者等の要請を受けてから、24時間以内に障害福祉サービス事業を行った場合。</p> <p>50単位の加算は、運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。</p>	

サービスの種類	自立生活援助	
加算・単価	緊急時支援加算(Ⅰ)	711単位/回
		+50単位/日
概要	<p>利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき711単位を加算します。</p> <p>市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所等の場合には、50単位を加算します。</p>	
基準	50単位の加算は、運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。	

サービスの種類	地域定着支援	
加算・単価	緊急時支援費(Ⅰ)	712単位/回
		+50単位/日
概要	<p>利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき712単位加算します。</p> <p>市が地域生活支援拠点等として位置付けた事業所等の場合には、50単位を加算します。</p>	

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助(グループホーム)等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供します。

役割を担う主な機関	役 割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 地域移行支援事業所	① 体験に関する情報の集約・活用 関係機関の情報を集約し、整理します。 ② サービスの利用に関する相談対応、利用調整 ア 病院、施設からの地域移行や、親元から自立したい等の相談があった場合、対象者のニーズを聞いた上で、必要に応じてサービスの体験利用の提案・調整を行います。 イ 緊急時に備えて必要な準備としての体験を提案します。 ③ 体験の機会の拡大のための検討 体験の機会拡大のために、関係事業所間での情報共有や体制構築のための検討を進めます。
指定共同生活援助事業者(グループホーム) その他指定障害福祉サービス事業所(日中活動サービス)	① 体験の機会・場の提供 ア 見学、体験利用の要請があった場合は、利用者の状況に合わせて可能な限り柔軟に対応します。 イ 緊急時や将来を見据えた利用であることを心掛けます。 ウ 地域生活支援拠点の機能として、より有意義な場となるように、常に内容を見直します。 ② 実施後の連絡、情報共有 実施後は、関係機関と情報共有し、今後の検討を行います。

▶体験の機会・場の提供の強化の加算について

『阿南市地域生活支援拠点等 体験の機会・場の提供 実施報告書(加算様式5)』を作成してください。(※5年間保存し、市の求めに応じ提出してください。)

サービスの種類	地域移行支援	
加算・単価	障害福祉サービスの体験利用加算 500単位/日(初日から5日目まで)	+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

	障害福祉サービスの体験利用加算 250単位/日(6日目から15日目まで)	+50単位/日 ※地域生活支援拠点 等の場合
概 要	地域移行支援事業者が、利用者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、1日につき50単位加算します。	
基 準	運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。	

サービスの種類	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援	
加算・単価	障害福祉サービスの体験利用加算 (500単位/日(初日から5日目まで))	+50単位/日 ※地域生活支援拠点 等の場合
	障害福祉サービスの体験利用加算 (250単位/日(6日目から15日目まで))	+50単位/日 ※地域生活支援拠点 等の場合
概 要	<p>指定障害者支援施設等で特定の障害福祉サービスを利用する利用者が、地域移行支援を利用し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従事者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合に、1日につき50単位加算します。</p> <p>① 体験的な利用支援の利用日において、昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合。</p> <p>② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合。</p> <p>※体験利用を行う事業所が算定できる加算ではありません。</p>	
基 準	運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。	
必要書類	<p>加算の対象となる支援を行った場合は、利用者の状況、支援の内容等を記録し、『阿南市地域生活支援拠点等 体験の機会・場の提供 実施報告書(加算様式5)』を作成してください。</p> <p>※5年間保存し、市の求めに応じ提出すること。</p>	

サービスの種類	地域移行支援	
加算・単価	地域移行支援体験宿泊加算(Ⅰ)	300単位/日+50単位 ※地域生活支援拠点等の場合)
	地域移行支援体験宿泊加算(Ⅱ)	700単位/日+50単位 ※地域生活支援拠点等の場合
概要	指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたもの)を提供した場合(体験宿泊加算Ⅱについては、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合)、体験宿泊加算Ⅰ・Ⅱを合計して15日を限度として、1日につき50単位加算します。	
基準	運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。	

サービスの種類	施設入所支援	
加算・単価	体験宿泊支援加算	120単位/日
概要	施設利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援(単身での宿泊支援)を利用する場合で、支援員が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に算定します。	
基準	運営規程で地域生活支援拠点等を担う事業所であることを定め、市において登録された事業所であること。	

(4) 専門人材の確保・育成

医療的ケアを必要とする方や、強度行動障がいがある方、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の育成を行う機能です。

役割を担う主な機関	役割
基幹相談支援センター	<p>支援者のスキルアップ・育成</p> <p>ア 自立支援協議会を活用し、専門的な連携及び支援体制について協議します。</p> <p>イ 基幹相談支援センターでの研修や、自立支援協議会等の会議での事例検討を通じ、サービスの質を高め、専門的な対応ができる人材育成を行います。</p>

▶ 専門人材の確保・育成の加算について

サービスの種類	生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く)	
加算・単価	重度障害者支援加算Ⅱ	① 360単位/日
		② ①に加え +150単位/日
概要	<p>強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合に算定します。</p> <p>① 生活支援員のうち20%以上の強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、障害福祉サービス受給者証における障害支援区分6かつ、行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、1日につき360単位を算定します。</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日(強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定できません。)</p> <p>※ 拠点登録の有無で加算の算定可否は行いません。</p> <p>② ①を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、①に加え1日につき150単位を算定します。</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は①※に加え+200単位/日(強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定できません。)</p> <p>※ 拠点登録の有無で加算の算定可否は行いません。</p>	

サービスの種類	生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く)	
加算・単価	重度障害者支援加算Ⅲ	① 180単位/日
		② ①に加え +150単位/日
概要	<p>強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合に算定します。</p>	

	<p>① 生活支援員のうち20%以上の強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、障害福祉サービス受給者証における障害支援区分4以上かつ、行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、1日につき180単位を算定します。</p> <p>※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日 (強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定できません。)</p> <p>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行いません。</p> <p>② ①を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合、①に加え1日につき150単位を算定します。</p> <p>※個別支援を開始した日から180日以内は①に加え+200単位/日 (強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定できません。)</p> <p>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行いません。</p>
--	---

(5) 地域の体制づくり

障がい者が地域で生活する際に生じるニーズに、対応できる社会資源の提供体制の確保や、ネットワークの構築等を行う。

役割を担う主な機関	役割
委託相談支援事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	① 自立支援協議会を活用したネットワーク構築 自立支援協議会で事例検討を提供・発表し、課題検討を通じて地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行います。
基幹相談支援センター	① 拠点コーディネーターの配置 基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置し、地域の社会資源に係る情報を集約させ、特定相談支援事業所等に提供するなどを通じて、障害者等が地域の社会資源を有効かつ円滑に利用できるよう支援します。 ② 自立支援協議会を活用したネットワーク構築 自立支援協議会等を活用し、地域課題に対応した社会資源を検討し、行政機関や地域団体、民間事業者等と連動させながらサービスや支援体制の構築を働きかけます。

▶地域の体制づくりの機能の加算について

サービスの種類	計画相談支援、障害児相談支援	
加算・単価	地域体制強化共同支援加算	2000単位/日 (月1回を限度)
概 要	<p>拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所の相談支援専門員等が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、当事者の同意の上で、自立支援協議会で報告をした場合に算定されます。</p>	
必要書類	<p>加算の対象となる報告を行った場合は、『阿南市地域生活支援拠点等 地域の体制づくりの強化 実施報告書(加算様式6)』を作成し、5年保存してください。</p> <p>※市の求めに応じて提出してください。</p>	

7 各種様式について

【要綱様式】

様 式		提出先
様式第1号	阿南市地域生活支援拠点等事業所登録申請書	市
様式第2号	阿南市地域生活支援拠点等事業所登録通知書	市
様式第3号	阿南市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書	市
様式第4号	阿南市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書	市

【加算様式】

様式(加算に関する報告書) *市独自様式		提出先
加算様式1	阿南市地域生活支援拠点等 事前登録者基本台帳	市
加算様式2	阿南市地域生活支援拠点等 要支援者台帳	市
加算様式3	阿南市地域生活支援拠点等 拠点利用報告書	市
加算様式4	阿南市地域生活支援拠点等 緊急時の受入れ・対応 実施報告書	市
加算様式5	阿南市地域生活支援拠点等 体験の機会・場の提供 実施報告書	市
加算様式6	阿南市地域生活支援拠点等 地域の体制づくりの強化 実施報告書	市

【県様式】

様式(加算に関する届出書)		提出先
運営規程の変更届出書		県
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書		県
相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧表		県
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		県
障がい児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書		県

参照:【事業者向け情報】障がい福祉サービス事業者指定・届出等について(訪問系除く)
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/5045936/>

阿南市地域生活支援拠点等事業運営マニュアル

阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課

774-8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3

TEL:0884-22-3440

E-mail:chikyo@anan.i-tokushima.jp